

第5章 諸外国の関係機関との協力

1. 多国間における協力

平成18年9月に「監査監督機関会議」の第5回会合がパリで開催され、同会議が発展的に解消されるとともに、公式な常設の会合として「監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators : IFIAR）」を設立することが合意された。

同フォーラムの第1回会合は、平成19年3月に審査会の主催により東京にて開催された（P132～134、資料4－1～2参照）。また、平成19年5月には、アムステルダムで「IFIAR 検査ワークショップ」が開催された。

（1）第5回監査監督機関会議

平成18年9月15日に、フランス H3C（会計監査役高等評議会）の主催により、パリにて開催され、審査会からは会長及び常勤委員が参加した。

会議には、19 カ国（オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、英国、米国）の監査監督機関、7 機関（バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定化フォーラム（FSF）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行（WB））が出席した。本会議は、新たに5カ国が参加するなど、これまでで最も大きな規模で行われた。

本会議では、IFIAR の設立が承認され、第1回会合は、平成19年3月に審査会の主催により、東京にて開催されることとなった。また、参加者から最近の動向についての説明が行われるとともに、監査監督機関にとっての諸課題について意見交換が行われた。

（2）IFIAR 第1回会合

平成19年3月22日及び23日に、審査会の主催により東京にて開催された。

会合には、22 カ国（オーストラリア、オーストリア、ブラジル、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、アイルランド、イタリア、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スリランカ、スウェーデン、スイス、英国、米国）の監査監督機関、6 機関（バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定化フォーラム（FSF）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行（WB））が出席し、4 カ国（フィンランド、

韓国、スリランカ、スイス）の監査監督機関が新たな IFIAR メンバーとして承認された。なお、第 5 回監査監督機関会議にオブザーバーとして参加していた米国 PCAOB（公開企業会計監督委員会）は、本会合において正式なメンバーとして承認された。

本会合では、監査の品質を促進する要素、監査監督機関間の情報交換、監査サービス市場が集中している場合における高品質の監査の利用可能性等について議論が行われた。

次回会合は、カナダ CPAB（カナダ公共会計責任委員会）の主催により、平成 19 年 9 月にトロントで開催予定である。

（参考）IFIAR 検査ワークショップ

平成 19 年 5 月 30 日及び 31 日に、アムステルダムで開催。全 22 カ国が参加し、監査に対する検査の目的と範囲、監査事務所に対する検査アプローチ等について、各国の検査官間の経験及び問題意識の共有が図られた。

2. その他の協力

審査会は、国際会議の場以外に二国間ベースでも各国の監査監督機関等との意見交換等を随時行い、積極的な情報交換に努めている。